第6次館林市男女共同参画基本計画　概要版

計画策定の趣旨

私たちの暮らす社会は、人口減少や少子高齢化、グローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化など日々めまぐるしい変化を遂げています。

また、近年の自然災害や感染症の流行は、生活に様々な影響をもたらしています。

こうした社会環境の変化や新しい課題に対応できるよう計画の見直しを行い、本市の男女共同参画社会の実現に向けて「第６次館林市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

基本理念

1　男女の人権の尊重
2　社会の制度又は慣行の見直し、意識の改革
3　政策等の立案及び決定への共同参画
4　家庭生活と仕事等の両立
5　男女平等を推進する教育の充実
6　あらゆる暴力の根絶
7　性差の尊重と健康支援
8　国際協調

（館林市男女共同参画推進条例第３条より）

計画期間

令和４（２０２２）年度から令和８（２０２６）年度までの５年間

第6次計画のポイント

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

（１）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）への対応

本計画において、将来世代に持続可能な社会を残していくためのＳＤＧｓの理念を取り入れ、性別にかかわらず誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向け、男女共同参画施策を推進していきます。

（２）社会環境の変化や新しい課題への対応

大規模災害や感染症の拡大が社会に与える影響や変化、性別によって影響が違うことなどを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進します。

計画の体系

基本方針Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画

基本目標①　政策・方針決定過程への女性の参画の推進

基本目標②　雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

基本目標③　社会・地域活動における男女共同参画の推進

基本方針Ⅱ　安全で安心な暮らしの実現

基本目標④　生涯を通じた健康づくりへの支援

基本目標⑤　女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本目標⑥　様々な人が安心して暮らせる環境整備

基本目標⑦　防災分野における男女共同参画の推進

基本方針Ⅲ　男女共同参画意識の定着

基本目標⑧　ジェンダー平等の推進

基本目標⑨　教育・学習の充実

数値目標

目標の項目	目標（令和8年度）	現在の状況
社会全体において男性が優位と思う人の割合	55.0%	73.0%（令和２年度市民意識調査）
審議会等における女性の登用率	35.0%	23.8%（令和３年６月１日）
市管理監督職に占める女性の登用率（係長以上）	35.0%	32.2%（令和３年４月１日）
区長・副区長に占める女性の割合	7.0%	3.7%（令和３年４月１日）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ＳＤＧｓは、２０１５年９月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。
将来世代に持続可能な社会を残していくための２０３０年までの取組の中には、貧困、教育、ジェンダー、健康、労働など男女共同参画と関係が深いテーマが含まれています。
１７のゴールで構成され、５番のゴールに「ジェンダー平等の実現」が設けられています。このゴールは、ＳＤＧｓすべての目標の実現に不可欠なものとされています。

編集・発行：館林市市民環境部市民協働課

〒３７４－８５０１　群馬県館林市城町１番１号
ＴＥＬ　０２７６（７２）４１１１（代表）
E-Mail　kyodo@city.tatebayashi.gunma.jp

この冊子は、令和４年３月に策定された
「第６次館林市男女共同参画基本計画」の概要版です。

基本方針 Ⅰ　あらゆる分野における男女共同参画

基本目標 ① 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

誰もが自由に生き方を選択できる社会の実現のため、あらゆる分野において女性の人材育成や活躍支援に努めます。

施　策

1 審議会等委員への女性の登用
2 市役所における男女共同参画の推進
3 事業所等の方針決定の場への女性の参画拡大

基本目標 ② 雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

男女共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた多様な生き方を選択できる社会づくりを推進するため、職場環境の整備や制度の活用支援に努めるとともに、男性の家事、育児、介護等への参画に向けた支援に取り組みます。

施　策

4 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
5 再就職や就業継続、起業等に向けた支援
6 自営業等における女性活躍の支援
7 ワーク・ライフ・バランスの実現
8 男女で担う家庭生活の向上支援

基本目標 ③ 社会・地域活動における男女共同参画の推進

社会や地域の活動において、性別や年齢等により役割が固定化されることのないよう、多様な層からの参加を促進します。

施　策

9 市民活動団体との協働の推進
10 地域活動における男女共同参画の推進

基本方針 Ⅱ　安全で安心な暮らしの実現

基本目標 ④ 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女がそれぞれの特性に応じて適切な健康管理ができるような環境づくりや情報提供に取り組みます。
また、妊娠・出産期や更年期などの女性に対する支援体制を充実させます。

施　策

11 身体的特徴を踏まえた医療の充実
12 母性の保護と母子保健の推進
13 男女共に生涯健康で過ごすための支援

基本目標 ⑤ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

暴力を許さない社会の実現に向けて啓発を行うとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、被害者への支援を行います。

施　策

14 暴力の根絶に向けた意識啓発
15 被害者への支援

基本目標 ⑥ 様々な人が安心して暮らせる環境整備

子育て支援に関して、地域で連携して、多様な家族形態に応じた子育て支援や子どもの居場所づくりに努めます。

また、生涯安心して暮らせるよう高齢者福祉と介護保険制度によるサービスの拡充を図ります。

さらに、障がい者福祉を推進するため、必要な障がい福祉サービスの給付や地域の実情に合わせた事業を行い、障がいのある方が住みやすいまちづくりを推進します。

施　策

16 多様な状況に応じた子育て家庭への支援の推進
17 多様な状況に応じた介護等が必要な人への支援の推進

基本目標 ⑦ 防災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点から、防災に関する政策や方針を決定する際に女性の声を反映できるように、防災の現場及び防災の方針決定過程における女性の参画を促進します。

家庭や地域における防災意識の向上や防災対策の必要性について啓発を推進します。

施　策

18 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
19 意思決定の場や災害対応の場への女性の参画促進

基本方針 Ⅲ 男女共同参画意識の定着

基本目標 ⑧ ジェンダー平等の推進

男女共同参画社会の正しい理解を深めるため、様々な機会において啓発活動を行い、男女共同参画の理念の普及と固定的な性別役割分担の意識改革を図り、ジェンダー平等を推進します。

施　策

20 ジェンダー平等の推進に関する啓発
21 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

基本目標 ⑨ 教育・学習の充実

男女が共に固定的な性別役割分担にとらわれずに、それぞれの個性、能力及び適性が十分に発揮でき、人権や男女平等について理解を深められるよう、学校教育や社会教育を推進します。

施　策

22 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
23 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進
24 地域・家庭内における男女共同参画教育の推進